

Ⅲ 花き

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、人々の生活様式の変化が定着する中で、花きの需要は葬儀やイベントなどの業務用が大きく減少し、個人・家庭向けの需要等が増加するなど、実需者から求められる用途や品目等が急激に変化している。

このような状況の中、花き産地の中には急激な需要変化に対応できず、供給過多あるいは供給不足といった品目が発生しており、産地の生産品目を現在の需要動向に適応したものとするとともに、実需から需要の高い品目の生産拡大、安定供給が課題となっている。

また、我が国の切り花等の輸出が増加傾向にある中、輸出先国で需要がある品目の供給が追いつかず、輸出拡大の機会を逃している、あるいは我が国への外国産品の輸入が減少し、国産品を求める実需者の声があるにもかかわらず、当該品目を供給できず、国内シェアの奪還の好機を逸しているといった事態も見られる。

このような課題に対応し、我が国の花きの国際競争力の強化、産地の維持及び発展を図るためには、需要変化によって需要回復が見込まれない花き品目（以下「転換元品目」という。）から需要がある品目、品種（以下「転換先品目」という。）への産地の作付の転換を速やかに行い、実需者が求める品目等の安定供給が可能な生産体制を早期に構築することが必要である。

このため、国内外の需要変化に対応し、マーケットインの発想で需要がある品目等への転換を行い、生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組を支援する。

第2 事業実施主体

（1）本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア （2）の要件を満たす協議会

イ 農業協同組合連合会又は農業協同組合

ウ 生産者団体（構成員に事業対象品目の生産者を5戸以上含み、本事業の取組を実施できる体制を有するとともに法人格を有する団体）

（2）協議会の要件は次のとおりとする。

ア 本事業を活用し品目等転換の取組を行う意向がある5戸以上の生産者又は生産者団体、農業関係団体、都道府県、市町村、実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）、試験研究機関など本取組の実施に必要な関係者が参画しており、このうち5戸以上の生産者又は生産者団体が必ず含まれていること。

イ 協議会の構成員の中から本事業の実施及び補助金の会計処理等を適正に行う能力及び体制を有する者又は団体が協議会事務局として選定されていること。

ウ 協議会事務局が補助金交付等に関する全ての手続等を行うこと。

- エ 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。
- オ 事業に関する会計手続等について、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (3) 品目等転換の取組を円滑に行うため、事業実施主体は、転換先品目についての需要を有する実需者との連携体制の構築に努めるものとする。

第3 事業の内容

第2の事業実施主体が行う、別紙2の第2の1に掲げる取組のうち転換元品目から転換先品目への転換に必要となる取組とする。

各取組に係る留意事項は以下のとおりとし、転換先品目について実需者等からの需要（おおよその取扱要望量や販売見込み量等）が確認できているものに限るものとする。

- (1) 設備等導入（別紙2の第2の1（2））については、転換先品目の生産や出荷等に新たにかつ直接必要と認められる農業設備及び機器であって、本体価格が50万円未満のものとし、原則として新品とする。
- (2) 技術実証・展示（別紙2の第2の1（4））については、転換先品目の栽培性等の確認や出荷までの保管・輸送時の品質保持等を目的とした実証とし、その補助率は定額とする。
- (3) 伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1（6））については、花木に限るものとする。
- (4) 栽培環境整備（別紙2の第2の1（7））における資材導入については、新たに導入する転換先品目の生産に直接に必要と認められる生産資材等とする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

- (1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となること。
- (2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。
- (3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

- (1) 優先順位の高い取組

- ア 転換先品目の需要を把握している取組
- イ 転換先品目の需要見込みと転換面積が整合していると認められる取組
- ウ 輸出向けの品目への転換等、新規需要に対応する取組
- エ 協議会の構成員に実需者が含まれるなど実需者との連携を確保している取組
- オ 転換先品目について、継続的な需要確保が見込まれている取組

(2) 転換先品目等の調整

複数の協議会から同一の品目への転換が多数要望された場合にあっては、農産局長は転換先品目の需要の規模や他産地への影響等について確認するため、必要に応じヒアリングを行い、調整等を行うことができる。

第6 事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、品目等転換を行うに当たり転換先品目に明確な需要（実需者からの取扱要望等）があることを調査等により把握するほか、事業実施地区及び近隣産地の転換先品目生産者への影響を分析し、他の転換先品目生産者への悪影響が生じないように配慮するものとする。
また、品目等転換の方針や内容について必要に応じ、関係取引先や都道府県、市町村、農業団体等の意見を聞くものとする。
- 2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業による品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。
- 3 転換先品目の選定に当たっては、転換先品目の需要が一過性のものであり短期で消失する可能性がないかなど需要の継続性を考慮するものとする。
- 4 転換先品目については、する事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。
- 5 事業実施主体は、事業評価が終了後も転換先品目の生産の継続に努めるものとする。なお、事業実施後の需要変化等により転換先品目の継続が困難あるいは別の品目へ転換した方が生産者の所得向上に資するなど合理的な理由がある場合はこの限りでない。
- 6 本事業で導入する生産資材等の選定に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象とすることがないように、公正かつ合理的に選定を行うこととする。
- 7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。
- 8 環境負荷低減の取組
 - (1) 事業実施主体の構成員として本事業の取組に参加する農業者は、別紙様式第6号ー1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

- (2) 事業実施主体は、自ら別紙様式第6号－3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、構成員として本事業の取組に参加する農業者から(1)のチェックシートを収集し、当該農業者が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、当該リストを地方農政局長等に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。